

業 務 の 仕 様 書 (案)

本仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う、令和9年に予定されている連続テレビ小説を契機に、長野県のブランドイメージ向上とさらなる誘客・周遊促進を図る業務等（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、その業務内容等に関し、本業務の受託者（以下「受託者」という。）と必要な事項を定めるものである。

1 業務名

映像作品活用プロモーション事業委託業務

2 趣旨・目的

令和9年度上期には、全国に高い認知度を誇るドラマNHK連続テレビ小説「巡るスワンの放送が予定されていることに加え、令和9年7月から9月末には、自治体や地元観光関係者とJRグループ（旅客6社）および旅行会社が一体となって行う国内最大級の大型観光キャンペーン「デスティネーションキャンペーン（以下、「DC」という。）」が実施予定である。これら大型のイベント等とも連携し、著名な映像作品に取り上げられるタイミングで本プロモーションを実施することで、観光客の誘客・周遊促進の効果を最大化や本県のブランドイメージの向上、更なるロケ誘致強化等を図る。

3 業務の基本方針

受託者は、次の事項を踏まえて業務を実施すること。

- (1) 「巡るスワン」の放送を契機として、長野県への関心を高め、来訪意欲を喚起すること。
- (2) ドラマを契機とした認知・関心の喚起から、観光情報の閲覧、実際の来訪及び県内周遊につながる一連の導線を構築すること。
- (3) 「巡るスワン」に加え、過去に県内で撮影された映像作品及びそのロケ地等を紹介し、一過性にとどまらない継続的な誘客につなげること。
- (4) DC、善光寺御開帳その他県内で実施される観光施策・イベント等との相乗効果が得られる情報発信を行うこと。
- (5) Webサイト、SNS、動画、デジタルサイネージ等の各媒体の特性を踏まえ、相互に連動した効果的な情報発信を行うこと。

4 業務内容

(1) オリジナルロゴマークの作成

別紙1「ロゴマークの制作仕様」に基づき、オリジナルロゴマークを作成すること。

(2) 特設ページの構築

ア 別紙2「特設ページの制作仕様」に基づき、「巡るスワン」及び過去に県内で撮影された映像作品のロケ地をはじめ、周辺の観光資源等を紹介する特設ページを制作すること。

(3) 映像・静止画コンテンツの制作

ア Web広告、SNS、動画配信サービス、デジタルサイネージ、特設ページ等で使用する動画及び静止画その他の広報素材を制作すること。

イ 制作する動画等は、使用する媒体の特性及び掲出条件を踏まえ、画角、尺、解像度、字幕、音声等を広告掲出に適した仕様とすること。

ウ 制作に当たっては、委託者と協議の上、掲載する観光素材等の選定、取材、撮影、編集及び必要な許諾手続を行うこと。

(4) WEB 広告及び SNS プロモーションの実施

ア (2) の特設ページ及び (3) で制作するコンテンツ等を活用し、Web 広告、SNS、動画配信サービス等のうち、設定したターゲットに効果的に到達できる媒体を選定して広告展開を実施すること。

(5) デジタルサイネージ広告

ア 県内外の主要駅、高速道路のサービスエリアその他本県への誘客促進に効果的と考えられる場所及び期間において、デジタルサイネージによる広告を実施すること。ただし、開始時期はドラマの開始に合わせること。

(6) 業務実施体制及び進捗管理

ア 本業務を円滑かつ確実に実施するため、業務全体を統括する責任者を定め、適切な実施体制を構築すること。

イ 契約締結後速やかに、業務実施計画書及び工程表を提出し、委託者と協議すること。

ウ 受託者は、委託者と定期的に打合せを行い、業務の進捗状況、今後の予定及び課題等を報告すること。

エ 業務の進捗に遅延その他の問題が生じるおそれがある場合は、速やかに委託者に報告し、対応について協議すること。

5 成果物の提出

ア 成果物

① 宣伝物の制作

業務内容	提出物（納入方法）	提出期限
オリジナルロゴマーク	完成データ（AI 形式、JPEG 形式、PDF 形式）及びガイドライン（PDF 形式）	委託者と協議の上定める期日
特設ページ	公開に必要なデータ一式、設計資料、設定情報、アカウント情報、操作・運用マニュアル等	令和 9 年 3 月 12 日（金）
映像・静止画コンテンツ	完成データ及び編集可能な元データ等	

② 宣伝施策の実施

業務内容	提出物（納入方法）	提出期限
WEB 広告及び SNS プロモーション実施	業務実施内容、実施結果（特設ページの閲覧数、広告表示回数、リーチ数、クリック数・率、動画再生数、SNS におけるエンゲージメント等）の分析、今後の改善点等を記載した報告書及び電子データ一式	広告掲出終了の日から起算して 30 日以内
デジタルサイネージ広告		

イ 納入場所

長野県観光スポーツ部観光誘客課

6 著作権・知的財産権の帰属

(1) 権利の譲渡

本業務の履行に伴い作成された成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む）およびその他一切の知的財産権は、成果物の引き渡しと同時に受託者から委託者へ移転し、帰属するものとする。なお、権利移転の対価は、本業務の委託料に含まれるものとする。

(2) 第三者の権利および既存の権利の取扱い

成果物に、受託者が従前から権利を有するプログラムや、第三者が権利を有する素材が含まれる場合は、その権利は各権利者に留保されるものとする。ただし、この場合であっても、受託者は県に対し、当該成果物を本サイトの運用、改修、複製、翻案、および公衆送信するために必要な一切の使用権を許諾するものとする。この使用権は、契約終了後も存続するものとする。

(3) 権利処理及び権利侵害の解決

受託者は、本業務で使用する画像、映像、音楽、文章、ロゴ、肖像その他の素材について、必要な権利関係を調査・確認し、許諾等の手続を行うものとする。また、第三者から権利侵害の申し立てがなされた場合は、受託者の責任と負担においてこれを解決し、委託者に一切の損害を与えないものとする。

(4) 著作者人格権

受託者は、委託者又は委託者が認めた第三者による成果物の利用に関し、著作者人格権を行使しないものとする。受託者以外の者が著作者である場合は、受託者は当該著作者に著作者人格権を行使させないために必要な措置を講じる。

(5) 成果物の二次利用

委託者は取得した成果物を、県内の市町村や観光事業者が利用できるよう、二次利用可能な形式で提供することができるものとし、受託者はこれに必要な権利処理を行なうものとする。

7 秘密保持・個人情報保護

(1) 秘密保持

受託者は、委託業務に関し委託者から受領又は閲覧した資料等の内容を、委託者の承諾なく公表又は使用してはならない。また、受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を第三者のに漏らしてはならない。

(2) 個人情報の保護

受託事業者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」を遵守しなければならない。

8 その他

(1) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、委託者と受託者が協議の上決定する。

(2) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任を負うこととする。

(3) 「巡るスワン」に関する名称、ロゴ、画像、映像その他の著作物等を使用する場合は、NHKその他の権利者が定める利用条件を遵守し、必要な確認及び許諾を得た上で使用すること。プロモー

ション内容については、実施前に委託者と協議するとともに、必要に応じてNHKその他の関係者との調整を行うこと。なお、権利者の許諾が得られない場合は、委託者と協議の上、代替する表現又は素材等により対応すること。

- (4) 過去に県内で撮影された映像作品を紹介する場合についても、作品名、画像、映像、ロゴその他の素材の使用に係る権利関係を確認し、必要な許諾を得ること。その際、使用料等が発生する場合は、委託者と協議の上、対応を検討すること。
- (5) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ再委託の内容、再委託先その他委託者が必要と認める事項について委託者の承認を得ること。ただし、本業務の全部又は主たる部分を一括して再委託してはならない。
- (6) 本仕様書に明示のない事項であっても、本業務の目的を達成するために必要と認められる事項については、委託者と協議の上、予算の範囲内で実施すること。

【別紙 1：ロゴマークの制作仕様】

1. コンセプト

- (1) 連続テレビ「巡るスワン」を契機とし、作品への関心を長野県への来訪意欲に結び付け、作品ゆかりの地だけでなく、県内各地への来訪・周遊につながるものとする。
- (2) 若年層から主要な視聴者層であるシニア層まで、幅広い世代に親しみやすく、分かりやすいものとする。
- (3) 行政だけでなく、県内企業・団体等が商品、広告、Web、店頭 POP 等で幅広く活用できるように、作品との関連性を持ちつつ、汎用性・展開性の高いデザインとする。
- (4) 長野県の景色、文化、歴史、食、人など、多様な魅力との出会いや地域間のつながりを想起させ、県内各地の企業・団体等が主体的に活用し、県内が一体となってプロモーションを展開するための共通のシンボルとなるものとする。
- (5) 令和 9 年度に実施する信州デスティネーションキャンペーン（信州 DC）のコンセプトの一つ「認知度の高い観光地だけでなく、これまであまり知られていないスポットや信州でしか体験できない唯一無二の旅や体験などを積極的に P R し、「滞在するほど、訪れるほど好きになる長野県」の実現を図る」を意識し、「ドラマをきっかけに信州を知り、訪れ、巡る」という県内を周遊する観光行動につながるものとする。

2. 制作要件

- (1) 1 のコンセプトに基づき、広く一般に伝わりやすいものを作成すること。
- (2) 意図・表現の説明資料を作成すること。
- (3) カラー版とし、高解像度、Web（バナー）用、小サイズ等、複数パターンに対応すること。
- (4) 使用上の留意点などを記載したガイドライン（デザインマニュアル）を作成すること。

なお、ガイドライン（デザインマニュアル）には、次の項目等を記載すること。

- ・コンセプト
- ・コンセプトに沿ったキャッチフレーズ及びロゴマークデザイン
- ・ロゴマークの基本形
- ・ロゴマーク、キャッチフレーズの組み合わせ
- ・使用例
- ・カラー規定
- ・アイソレーションエリア（デザインの周囲に確保する余白領域）
- ・表示色と背景色の関係（背景色とロゴの視認性）
- ・使用禁止例
- ・その他、必要事項

参考：他県のキャッチフレーズ実施概要

- ・2024年度下期「おむすび」：福岡県糸島市「むすぶいとしま」
- ・2025年度下期「ばけばけ」：高知県「あげ、そげ、ばけ。」
- ・2026年度上期「風、薫る」：栃木県大田原市「風光るまち大田原」

【別紙2：特設ページ（ランディングページ）の制作仕様】

1. ページ構成

- (1) 「巡るスワン」に登場する地域等を紹介
- (2) 県内ロケ地紹介
- (3) 県内周遊を促すモデルコースの紹介
- (4) 県内市町村や事業者が展開する「巡るスワン」に関するプロモーション内容
- (5) 第二階層に1ページ作成すること。（ページ内にアコーディオンメニュー作成）

※(1)～(4)以外にコンセプトに効果的な企画の提案を受け付ける

2. 公開時期

- (1) 令和9年3月下旬

3. 制作要件

- (1) ドラマを契機とした認知・関心を県内への来訪・周遊につなげることを意識し関連する観光情報への分かりやすい導線を設けること。
- (2) スマートフォン、タブレット端末及びパソコンで適切に閲覧できるレスポンシブデザインとし、アクセシビリティ、SEO、表示速度等に配慮すること。
- (3) アクセス解析が可能な環境を整備し、ユーザー数、ページビュー数、流入経路等を把握できるようにすること。
- (4) 公開作業以降に、継続運用に必要なデータ、設定情報、操作マニュアルその他必要な資料を委託者に引き渡すこと。
- (5) 「巡るスワン」を想起させるようなデザインを組み込むこと。
- (6) 信州フィルムコミッションネットワークサイト (<https://shinshu-film.net/>)
内に設置するとともに、セキュリティ及び既存サイトへの影響を最小限にするため、信州フィルムコミッションネットワークサイトの保守管理業者(株式会社 サングラフィカ 〒386-0001 長野県上田市上田 64-1) と連携し、必要な対応を実施すること。なお、その際に生じた諸費用は、本事業の委託料にて保守管理業者へ支出すること。